

2014.9.18 一般質問 (60分)

20番議員、日本共産党の金子卓です。一般質問を一問一答方式でおこないます。

安倍内閣が、集団的自衛権の行使を認める「閣議決定」を強行したことに、国民のあいだから強い不安と怒りの声があがっています。集団的自衛権は、「日本の防衛」とはまったく関係ありません。日本にたいする武力攻撃がなくても、他国のために海外で武力を使うということです。

集団的自衛権は、歴代政権も、憲法9条があるから行使できないと説明してきたものです。それを一内閣の勝手な解釈で変えることなど許されません。昨年、議員研修会で講演した小林節・慶応大学名誉教授も、しんぶん赤旗紙上で、安倍首相は、憲法9条を踏みにじり、憲法改正手続きを定めた96条違反であり、憲法99条に明記された公務員の憲法尊重擁護義務に対する違反の三重の憲法違反をしたと批判しています。私たち、日本共産党は、憲法違反の「閣議決定」の撤回を強く求めます。

合わせて、「核武装論者」であり、「集団的自衛権行使容認」を主張するなど問題ある言動を自他とも認めている田母神講演会を、憲法に明記された公務員の憲法尊重擁護義務がある市長と教育長が後援したことに対し強く抗議します。

それでは一般質問をおこないます。

1、自然災害対策について

(1) 土砂災害対策

1番目は、自然災害についてです。大規模な土砂災害がおきた広島市、日本列島はこの夏も台風や記録的豪雨に襲われ、各地に大きな被害をもたらしました。地球温暖化による気候変動の影響によって記録的な豪雨が多発するなかで、土砂災害への備えを防災対策の大きな柱のひとつに位置づけなければなりません。

当市には、土石流危険箇所が456箇所、急傾斜危険箇所が156箇所、地すべり危険箇所が39箇所と土砂災害危険箇所が651箇所あります。これらの場所すべての砂防堰堤(えんてい)の整備ができない現状では、危険箇所の住民への周知を徹底し、適切な警戒避難体制を整備することが求められています。当市の土砂災害対策をお聞かせください。

<市民部長答弁> 指定箇所の周知ですが、指定する前に、県では本市の土砂災害危険箇所の基礎調査を平成16年度から22年度に実施しています。その指定を受けて、市では土砂災害ハザードマップを作成、配布しています。

土砂災害が予想される場合の避難勧告、避難指示等の発令については、気象台より発令される大雨警報・洪水警報・特別警報、気象庁と茨城県から合同で発令される土砂災害警戒情報をもとに、今までにない異常な降り方や大雨が継続予想される場合、

対策本部を立ち上げ、明るいうちに避難勧告や避難指示の判断をして、対象エリアの皆様方に発令したいと考えています。

その際の周知方法は、広報車・防災行政無線・緊急エリアメール、新しいものではアラート、これは公共情報コモンズとあって、NHKのデータ放送を利用したもので、非常時の避難勧告等の発令時には、市の安全まちづくり推進課のパソコンより、避難勧告エリアや避難所解説等の情報を発信します。避難勧告や避難指示の発令は空振りを恐れず万全を期していきたいと考えています。

(再質問) 再質問をおこないます。ただいま答弁がありました。想定外の雨量ということで済まされる問題ではありません。警戒避難体制の整備をしっかりとやっていただきたいと思います。先ほど651箇所の危険箇所と言いましたが、危険箇所であっても警戒区域等に指定されているのは、大宮地域と御前山地域を除いて、人家5戸以上の土石流危険箇所と、同じく人家5戸以上の急傾斜地危険箇所だけです。計画区域に指定されるのと指定されないのでは、危険箇所の住民への周知の徹底という点で、どのような違いがあるのか、お聞かせください。

<市民部長再答弁> 残りの山方地域は今年度指定の運びとなっています。緒川地域では今年度基礎調査・来年度指定、美和地域では平成27年度基礎調査・28年度指定を受けるという状況です。市内には土砂災害危険箇所が651箇所ありますが、現在は指定されていないという状況があることを認識してもらえればと思います。

(金子) ただいま説明がありました。危険箇所できちんと指定されれば、危険箇所の住民説明会、それと図面・衛星写真等も整備され、関係者に渡されるわけです。早急な指定を強く求め次に移ります。

(2) 久慈川の洪水対策

次は、久慈川の洪水対策です。昨年9月議会に引き続いての質問です。国の管理区域である辰ノ口・塩原・小倉・富岡地区の築堤計画、県の管理区域である岩崎地区の築堤・河川改修計画について、一年が経過した現在の状況と今後のスケジュール、見通しをお聞かせください。

<経済建設部長答弁> 岩崎地域の改修工事、平成8年度から36年度までの事業期間で、県の単独河川防災事業を実施していますが、今年度の事業費はまだ決定していない状況です。また、辰ノ口・塩原・小倉地域の築堤計画は、3月に地元説明会をし、6月には計画の修正図の閲覧をしています。今年度から一部用地買収に着手する予定です。安全な築堤をつくること、地域の方々の負担をできるだけ軽減した上で、できるだけ速やかに工事の完成を図りたいと聞いています。

(金子) 久慈川の洪水対策、築堤は、常陸大宮市としても国県に強く早期完成を要請していただきたいと思います。次に移ります。

(3) 平山橋の整備

次は、平山橋の整備です。平山橋は昨年9月の台風18号での久慈川増水により被災し、災害応急工事により10月19日より歩行者と二輪車が通行可能となりましたが、四輪車が通行可能となったのは今年6月7日からでした。当時、日本共産党市議団は堀江前議員を中心に、10月4日に市長に申し入れをおこない、その中で、沈下橋ゆえ増水時には機能しなくなるとしても、減水してからも通行止めの状態が続く被災を繰り返さないよう改良復旧をすることを申し入れました。

現在、災害復旧工事が昨年から引き続いておこなわれていますが、その復旧工事の内容と、いつ完成する予定なのかをお聞かせください。合わせて、右岸の復旧工事についてもお聞かせください。

<山方総合支所長答弁> 災害復旧にあたり、昨年11月19日に左岸の護岸および取り付け道路復旧については災害復旧事業の認定を受けました。また、橋脚柱の補修・ちりよけの被災については市単独災害復旧とし、9月末までに作業を終えます。今回の災害復旧は、左岸の護岸取り付け道路の部分の復旧にふとんかご90メートル、じゃかご89メートルの工法を取り入れ施工したことにより、以前に比べ災害を受けずらい構造としました。今後とも台風・大雨時により通行に支障を及ぼすときには、早急に補修等に対応していきたいと考えています。

2. 子どもの医療費について

(1) 市の小児医療福祉制度

次に移ります。2番目は子どもの医療費についてです。最初は当市の小児医療福祉制度です。8月25日付、また9月10日付「お知らせ版」に小児医療福祉・小児マル福制度の改正についてのお知らせが記載されていました。内容は、「10月診療分から中学生の入院もマル福の対象として拡大します」というものです。これを読んだ市民から、「県も助成対象を拡大して10月からは中学生の医療費助成を外来・入院ともおこなう県内自治体が新たに増え39市町村になった。入院のみというのは残り5市しかない。そこに常陸大宮市が入っているのは情けない」との声が多く聞かれました。

8月11日の臨時議会に条例改正案が提案され説明があつたわけですが、県内多くの自治体の子育て支援の拡充ということでおこなっている中学生の外来医療費を助成対象にしなかったのか、再度説明を求めます。

<保健福祉部長答弁> マル福自己負担分として外来の場合1医療機関につき1回600円、1か月1,200円を限度として発生していますが、この自己負担分を市単独で補助しています。そのほか妊産婦の産婦人科以外の一般医療費の助成をしています。これはかなり財政的ウエートを占めるものです。県内の自治体のマル福制度、自治体における市単独分の助成制度をみても、市の制度は県内でも上位に位置するものと考え、近隣市町村と比べても遜色のない状況にあるものと考えています。

これらを踏まえ、今後中学生の外来については医療福祉費支給制度の内容や補助実績、それから財政的影響および近隣市町村の動向を見極めながら、検討を重ねていきたいと考えています。

(2) 中学生の外来医療費助成

次は、中学生の外来医療費助成です。ただいま、説明がありましたが、産婦人科以外の妊産婦の医療費助成、妊産婦医療費自己負担肩代わりは、比較する資料が手に入りませんので不明ですが、当市と同様に幼児や小児の外来自己負担肩代わりの自治体は15自治体あり、当市だけの単独事業ではありません。また、当市はおこなっていない所得制限撤廃を実施している県内自治体は33自治体もあります。

このような県内市町村の現状からしても、当市も中学生の外来医療費の助成をおこなない子育て支援を充実することは当然のことと考えますがいかがでしょうか。先ほど近隣市町村の動向をみてというような答弁がありましたが、動向をみれば、当然常陸大宮市もやるべき事業だと思えます。答弁を求めます。

<保健福祉部長再答弁> 先ほど議員は16市町村と言いましたが、小学6年生まで実施しているのは8市町村で、所得制限については、所得の多い方には応分の負担をしてもらいたいというのが市の考えです。これらを考えても、市としては近隣市町村に対しても十分に遜色のない状態と考えていますので、中学生の外来については検討を重ねていきたいと考えています。

(再質問) ただいま私は、自己負担の肩がわりは幼児や小児という言い方をしました。中学生の外来医療費助成の実施計画のない5市のうち、お隣の那珂市は、県補助の拡大による条例改正に合わせて、市単独事業費として新たに中学生の通院・外来を支給対象に加える改正をこの9月議会に提案、来年1月から実施すると聞きました。ひたちなか市も拡大の方向と聞いています。それでも、常陸大宮市は実施しない考えなのか再度質問します。

<保健福祉部長再答弁> 再度申しますが、遜色のないものと考えていますので、当分の間は検討を重ねたいと思えます。

(再質問) 観点を変えて再質問します。先の6月議会で当時の堀江議員の質問に答え、「中学生の外来医療費助成が本市の医療福祉制度にどのような影響あるかを見据えて、安定して運営ができるかどうかを今後、検討していかなければならないと考えています」というような答弁をしています。ただ今も同様の答弁です。

昨日終了した決算審査で、昨年度の医療福祉費の単独助成額が合計で3,158万円と説明されましたが、県の助成が拡大される分を含めると、通年で単独助成額がいくらになると試算されるのか、増・減の内訳も合わせて、答弁を求めます。

<保健福祉部長再答弁> 今回の条例改正により増になる分は約500万円と考えています。また、中学生の外来分を含めると3,000万以上の補助金という拡大になると

思います。

(再質問) 私は通年でどうなるか試算されているのかということを知りました。きちんと試算していないのか、それとも言わないのかわかりませんが、明確にしたいと思っています。

決算審査で、使っていない普通交付税が多額あり、この3年間連続して実質収支が10億円を超え、予算を使い残しています。昨年度の医療福祉費は3,918万円も不用額を出しています。中学生の外来医療費に助成をおこなっても財政的にも十分に安定して運営ができるではありませんか。ことは、子育て支援事業です。いかがでしょうか。答弁を求めます。

<副市長答弁> マル福制度の議論ですが、上に伸ばそうという競争状態になっているという感じをしています。制度の問題は高さだけではなく、横幅といいますか、そういった制度全体で比較して、市の制度がどうかということ判断すべきだと思います。

そういう面で、肩がわりあるいは妊産婦の一般疾病補助についてもマル福の中でみていることを含め、全体的に制度全体をみますと、保健福祉部長も言ったように、市の制度は劣っていないと考えています。したがって、当面は中学生の場合は入院ということで制度を運用していきたいと思っています。

(再質問) ただ今、高さ云々ということがありましたが、先ほども言いましたように、県内の大部分が普通の子育て制度、これをやらないのはどうしてかと質問しています。また、横の幅ということも答弁で言いましたが、それも常陸大宮市だけがやっていることではありません。先ほど言った通りです。

県内多くの自治体を実施している子どもの医療費助成という子育て支援策をおこなない、それに加えて市独自の医療費助成策をおこなってこそ、子育て支援策と言えるのではないのでしょうか。このような子育て支援策をひとつひとつ積み上げていくことが当市の人口減少対策となり、若者の定着につながるのではないのでしょうか。市長または副市長の見解を求めます。元気ひたちおおみや会議がつけられました。市長、執行部がこのような態度では、意欲も失せるような気がしてなりません。どちらかの見解を求めます。

<市長再答弁> 金子議員の言われること、十分わかる面があります。8月に市長会が開かれて、その席上ある市長から、いろいろなワケチン補助がありますが、それを競ってやるのは抑制しようじゃないかという意味の発言もありました。県内の首長が、そういうニュアンスでいるなということは私も実感していますので、これからは、他の市がやっているから云々というような議論よりも、常陸大宮市の制度は県内では上位にあると考えているので、金額的にもです。ですから、那珂市と比べられても常陸大宮市の財政が厳しいわけで、私も拡充したい面はありますが、やはり全体的な点を考えながら進めていかざるを得ないということも理解してもらえればありがたいと思っています。これはもっと議論していきたいと思っています。

(再質問) 常陸大宮市の子育て支援策、医療費助成が県内でも上位だとは、とてもそのような認識は理解できるものではありません。私が今回問題にしているのは、中学生の外来の医療費助成です。これはもう県内では普遍的になっているものであります。残り5市で、那珂市が実施すれば4市です。そういくことについて言っているわけです。市長がただ今いろいろと言いましたが、私が今回質問して要請しているのは、そのことです。それを強く言っておきたいと思います。

3、道の駅整備事業について

(1)「道の駅」整備事業の総事業費

3番目は、道の駅整備事業についてです。最初は「道の駅」整備事業の総事業費です。先の議会で副市長は、「総事業費をどこまで入れるかは非常に悩ましい」と答えましたが、最近の大型事業である山方中学校改築工事、消防本部災害復旧事業では確かに竣工式典での資料で記載方法は統一されていません。しかし、ハード事業のみを事業費とするのは問題だと考えます。同様の事業をおこなっている常陸太田市では、概算総事業費として、ハード事業費のほかにも入れています。これが自然ではないでしょうか。

当市もすでに、5月19日の全協で14億2千万円という概算工事費のほかその他の経費も説明されました。総事業費という言葉でなく、事業年度が23年度から27年度としている「道の駅整備事業」の全体事業費をお聞きします。現時点でいくらなのかお聞かせください。

<経済建設部長答弁> 道の駅整備事業の総事業費については、5月19日の議会全員協議会で説明したとおり、基本設計の実施にともなう建築・外構などの施設整備にかかる工事費として税別で14億2000万円、その他経費として約2億2237万2000円で、合わせて約16億5000万円です。これは今までの補正を含め、平成26年5月時点での道の駅の整備にかかる経費を全て示したものです。

今回の補正予算では井戸試掘調査業務委託として704万2000円を計上しています。また、備品購入ですが、現在進めている実施設計の中で必要な備品を積算していきますので、実施設計後に説明させていただきます。

現時点の道の駅整備にかかる総事業費ですが、井戸試掘調査委託費が増額となることから16億5941万4000円となりますが、施設整備にかかる工事費約14億2000万円については、現時点では変更はありません。

(再質問) 道の駅整備事業は済生会病院建設を除き、合併後最大規模の事業であり、市民の中で賛否両論があるのは当然です。財政が厳しいという理由で、先ほど中学生の医療費助成のように市民要求が実現されず、各種の補助が削減されています。このような状況の中で、道の駅も事業費を縮減することが求められています。

現在までに、どのような縮減策がとられてきたのか、また今後、実施設計の段階で

基本設計で算出された事業費の縮減策、また、実施設計が、コンサルタントの言うがままの、過大な設計となっていないか、現時点での到達をお聞かせください。ただ今、14億2000万円は変更ないということでしたが、縮減はされないのでしょうか。

<経済建設部長再答弁> まず1点目ですが、道の駅造成に購入土を当初予定していましたが、その購入土は県の土木事務所関係で余った土砂をもらいました。そのほかに、県の補助事業として土木事務所の補助をもらいます。

(再質問) 今の答弁では、本当に縮減というのは考えていない答弁で、非常に問題です。今年度予算に計上されている敷地造成工事および親水広場整備工事が10月中旬より着手する予定ですが、議会に対して基本設計書全体を提示し、実施設計の現時点での到達など、詳細な進捗状況を説明すべきと考えます。実施設計完了後ではなく、現時点での説明を求めます。いかがでしょうか。答弁を求めます。

<経済建設部長再答弁> 道の駅実施設計業務委託ですが、工期は平成26年5月3日から27年2月26日です。これは建築確認申請等を含めた実施設計業務の完了時期です。道の駅整備にあたっては、さまざまな事業費の節減のための方策や財源確保に努めています。

先ほどお話ししましたが、本年度着工します造成工事事業については、不足の土量が2万4000立米ありましたが、購入することなく県発注の建設発生土を調達することができ、経費節減額としては約6600万円となっています。また、駐車場の一部を県が施工する一体型整備のほか、親水広場整備工事の親水護岸、堤防階段整備費など県から4172万円の新たな支援を確保しました。

さらに、実施設計業務に当たっては、市が主体的にコンサルタントに指示、チェックをおこないながら、工法の検討や合理的な施工方法など検討を重ね、建設コストの縮減を図っているところです。

残り時間の関係で、(2)の「管理主体となる第3セクター」は後にまわします。4番目の質問項目の「霞ヶ浦導水事業と水道事業」についても後にまわします。

5、御前山総合支所について

(1) 総合支所の移転計画

5番目の項目の御前山総合支所についてです。最初は、総合支所の移転計画です。6月議会の堀江議員に引き続いての質問です。昨年度、御前山総合支所耐震診断調査の調査結果が出たのはいつなのでしょう。当初予算に移転計画費を計上するにあたって、総合支所と本所でどのような協議がなされたのかお聞かせください。また、この移転計画は地元住民には全く知らされず進められていると批判されています。区長等に説明したとも聞いていますが、いつ、どのような説明をしたのでしょうか質問します。

<御前山総合支所長答弁> 昨年12月13日に茨城県建築センターによる耐震診断において、耐震改修促進法で定める耐震指数の基準値0.6を下回る0.4という判定結果

が出ています。この結果を踏まえ、安全面を最優先に考え、市の支所機能を移転する必要があると判断し、財政課と協議の上、当初予算に計上しました。

5月14日に御前山地域の区長に対して、耐震診断の結果等や移転先について説明会を開催し、承諾をもらったところです。市民の皆様に対しては、今後移転スケジュールが明確になり次第、速やかに広報紙やホームページ、防災無線、合わせて現在の御前山総合支所の玄関に移転に関するお知らせを掲示する等により、十分に周知を図りたいと考えています。

(再質問) 昨年度、総合支所と本所の協議の中で、御前山地域にとって大事な総合支所を使いながら耐震補強するすとう地域にとって当然な方法が検討されなかったのでしょうか。現総合支所長は当時その席にいなかったもので、協議に参加した本所の関係者からの答弁を求めます。

<御前山総合支所再答弁> 設計業者によりますと、今の支所のままで補強工事等やることは困難であるということ聞いています。

(再質問) 私は、本所の関係者に答弁を求めたわけですけど、誰か答弁を求めます。

<副市長答弁> 今、総合支所長が答弁したように、執務をしながらの工事は大変難しいというようなことを聞いています。

(2) 総合支所の存続

次に、総合支所の存続です。合併市町村にかかわる普通交付税の算定方法が見直されることになりました。その中に「支所に要する経費の算定」が加算されることがあります。合併により市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを受けての見直しです。当市の総合支所は、地域住民のコミュニティ維持の課題や防災上の観点から非常に大事な建物と考えますが、市は御前山総合支所庁舎を役割をどう認識しているのでしょうか。答弁を求めます。

6月議会の一般質問での副市長の答弁、「耐震補強経費が幾らかかるのか、仮に補修した後に、今の支所庁舎の利活用がちゃんとできるのかといったことを、これから少し時間をいただいて検討をして、結論を出していきたいと思っている」と答えたが、どのように検討されているのでしょうか。答弁を求めます。

<御前山総合支所長答弁> 総合支所は、地域住民のコミュニティの活力維持や地域活性化の拠点、あるいは防災上重要な役割を担っていると認識しています。今回は、安全面を最優先に考え、移転することで進めています。総合支所の現庁舎のあり方については、耐震補強をした場合の経費や利活用の方法等について、現在総合支所においても議論をおこなっているところです。

今後、市全体として公共施設白書や公共施設等総合管理計画の策定をする予定になっていますので、現庁舎のあり方については、そうした計画との関連性も考慮しながら検討していく必要があると考えます。そうした状況を踏まえ、今後は御前山支所と

関連部局との検討会を立ち上げ、現庁舎のあり方について慎重に協議をおこない、結論を出したいと考えています。

(再質問) ただいま説明がありましたが、現在策定中の公共施設白書は来年の3月に完成し、その後、公共施設総合管理計画をつくっていく、先の大貫議員への答弁で説明されましたが、御前山総合支所庁舎をどうするかというのは、この公共施設総合管理計画の中で検討し、結論を出すといふことなのではないでしょうか。いつ結論がでるのでしょうか。

<福祉市長答弁> まずは市民の方々に支所を利用してもらう場合に、安全性を確保する意味で、とりあえず敷地内に移転をして執務をするということで全力集中してもらっています。建物をどうするかというのは、先ほどでましたような公共施設白書あるいは管理計画等とも絡み合わせながら、時間をもらい検討していきたいと思っています。

(再質問) 私は先ほど総合支所の存続の中で、地域住民のコミュニティの課題や防災上の観点から、御前山総合支所は非常に大事な建物と考えます。なぜあそこの高台に庁舎ができているか、その辺も含めて地域の方も強く要請・要求しているわけであり、御前山総合支所の建物の大事さを十分認識して、検討にあたってもらいたいと思います。

(2) 管理主体となる「第3セクター」

後の残り時間、先ほどの後にまわすと言った「道の駅」の質問をしますので、残り時間で答弁してください。

管理主体となる「第3セクター」についてです。今議会で補正予算が計上されましたが、「道の駅管理運営法人準備会」の詳細と今後のスケジュール、駅長の選考についての詳細とスケジュール、現在進めている事業収支計画策定業務の詳細と現時点での策定経過等をお聞かせください。

<経済建設部長答弁> 道の駅の管理運営主体については、指定管理者制度を活用した第3セクターを考えています。設立は来年度を予定していますが、本年度中に(仮称)常陸大宮市道の駅管理運営法人準備会を立ち上げて、資本金や出資構成、役員、組織機構など、設立に向けた検討を進めていきます。今後のスケジュールですが、11月ごろに初回の会議を開催し、その後随時準備会を開催していきます。

駅長については、道の駅整備のコンセプトを実現するとともに、民間企業等での知識、経営経験などを大いに発揮して、道の駅全体の運営を担う人材を確保するため、任期付職員として広く応募する予定です。具体的なスケジュールですが、応募期間を含め、今後検討していきますが、採用時期としては来年の2月頃を予定しています。

事業収支計画の策定業務ですが、専門的な立場から意見等を取り入れるため、経営紺コンサルタントに業務委託し、策定業務を進めています。現在は、収支計画の基礎資料となる近隣の道の駅の運営状況などのデータ収集や分析等をおこなっている段階です。今後、道の駅が持続的な管理運営をおこなうための基礎となるもので、十分

に調査検討を重ね、策定していきます。
(金子) 以上で一般質問を終了します。

以下は時間がなくなり割愛せざるを得なかった質問です

4、霞ヶ浦導水事業と水道事業について

(1) 国土交通省の事業再開への見解

国土交通省は8月25日、霞ヶ浦導水についての対応方針を「継続」と決定しました。翌朝の茨城新聞は「自治体に安堵の声」と報道していましたが、当市はどのような見解なのでしょうか。

この決定には当然漁業者の方は反発しています。「那珂川取水口の工事差し止め訴訟」は12月に結審し、来年3月に判決が言い渡される予定になっています。霞ヶ浦導水で渇水期にアオコの発生した霞ヶ浦湖水が那珂川に導水されれば、有機物の少ない那珂川の清流は間違いなく汚濁されます。アユ、鮭、シジミなどで代表される那珂川の豊かな生物多様性、生態系に及ぼす影響は深刻です。

霞ヶ浦導水事業で安定水利権で確保しようとする水量は実際に使っている量と比べると過剰であり、当市も1日8,200立メートルの契約水量が押し付けられ、自己水源の水量を激減させる計画を強いられています。

このように、霞ヶ浦導水事業には、関係住民、学識経験者から大きな問題点が指摘されています。これらについてどのように考えているのでしょうか。

霞ヶ浦導水事業により霞ヶ浦の水質浄化を期待することは科学的に誤りであると指摘されています。国交省は再開の決定したが、学識経験を有する者および関係住民から出された、「科学的根拠」「生物多様性の喪失」「生態系の攪(かく)乱の検証などの多くの疑問点には答えていない」と言われています。工事再開決定は非常に問題があり、工事再開の撤回を求めるべきではないでしょうか。答弁を求めます。

(2) 県中央広域水道用水供給事業の契約水量と市の水運用基本計画

次は、県中央広域水道用水供給事業の契約水量と市の水運用基本計画です。当市の上水道料金は高く、東京等から越してきた人から2か月分の間違いでないのかとの驚きの声が聞かれます。市の上水道事業について、将来、県水受水を当初の一日1,600立方メートルから一日8,200立法メートルに増やしていくという「水運用基本計画」が平成21年度に策定されましたが、今もって、議会に正式な説明がありません。この水運用計画にそって当市の貴重な水源である大場浄水場が休止され、将来は第1、第2浄水場を取り壊し・撤去し、県水受水を1日8,200立方メートルに増やそうとしています。市の自己水源を平成22年度の11,135立法メートルから、運用計画の目標時である平成42年には4,320立法メートルに激減するものです。これは、貴重な水資源の保全という点からも、また災害対策の上でも由々しき問題です。昨年9月5日に市長も入っている中央広域水道建設促進協議会は、料金値下げの要望書を知事に提出しましたが、矛盾を抱えている契約水量の見直しについては言及していません。

県水の受水費は年々増加しており、平成25年度決算では1億162万円余とここ数年は1億円を超えています。この県水受水費を節水や雨水利用で減らせば、高すぎる水道料金の市民負担を軽減することができます。先の要望書でも、「県中央広域水道用水供給事業の料金は、県の水道水供給事業の中でも突出して高く、全国的にも非常に高い水準になっている」と言っていますが、将来的に、水道料金の面からも市民に負担を強いることとなります。

県中央広域水道用水供給事業の契約水量の押し付けをやめさせ、見直しを求めるべきではないでしょうか。答弁を求めます。